

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

行動計画

男女ともに全職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1 管理職に占める女性労働者の割合を、令和 13 年 3 月末までに 30%以上とする。

<取組>

令和 8 年 7 月～ 子育て期間中の時間制約が評価・昇任において不利にならないよう、
時間あたりの労働生産性を重視した人事評価を実施する。

令和 8 年 7 月～ 毎年、前年度の管理職に占める女性割合を確認し検討を行う。

目標 2 男性の育児休業取得平均日数を、令和 13 年 3 月末までに 45 日以上とする。

<取組>

令和 8 年 7 月～ 毎年、前年度の育児休業取得状況を確認し、職員へ周知する。

令和 8 年 7 月～ 定期的に全職員へ向けた情報提供を行う。